

高第1292号
障第1899号
令和4年2月24日

各高齢者・障がい者
入所・入居施設 管理者 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長
障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症により入院した入所者・入居者の
退院時の適切な受入れについて

日頃は、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、オミクロン株による第6波において、県内では爆発的な感染拡大が続いており、医療機関での病床のひっ迫も続いております。こうした中、各施設に入所・入居する方が感染し、症状が悪化した場合など、いざというときに必要な病床を確保していくためには、退院が可能となった方には速やかに退院していただくことが重要です。

新型コロナウイルス感染症患者の退院基準は、科学的知見に基づき定められており、医療機関が退院可能と判断した場合には、安全に退院していただくことができます。

しかしながら、未だ、退院時にPCR検査での陰性の確認を必要とする施設があるなど、退院した入所・入居者の速やかな受入れが行われていない事例が発生しております。

各施設の皆様におかれては、今一度、下記の退院基準等とその考え方をご理解いただき、退院した入所・入居者の適切な受入れについて、ご協力をお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症患者の退院基準・療養解除基準について

○有症状者の場合

- ・発症日から10日間を経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合、退院が可能となります。
- ・治療内容、症状等により延長になる場合があります。
- ・人工呼吸器等による治療を行った場合は、取り扱いが異なります。

○無症状者の場合

- ・検体採取日から7日間を経過した場合、8日目に療養解除が可能になります。

2 退院等された方に関する留意事項について

- ・上記による退院時・療養解除時の感染性（人に感染させる力）は消失していると考えられており、退院時等の陰性確認のための検査は必要ありません。
- ・PCR検査の特徴として、急性期には生きた感染性のあるウイルスを検出できる検査ですが、死んで感染性が消失したウイルスも、さらにはその断片も検出して陽性判定が出る場合があります。

- 感染後の経過が良好で、上記の退院基準等を満たした者については、ウイルスそのものはすでに死んでいることがデータで示されております。退院後のPCR検査陽性は、単に死滅したウイルスあるいはその断片を検出しているだけの意味であり、感染性を示す結果ではないことをご理解ください。
- 一旦PCR陽性となった者は、すでに感染性がない状態でも、およそ3週間程度、陽性が継続することが通常です。すなわち退院基準等を満たした者は、すでに他人への感染性は消失しているばかりか、少なくとも3ヶ月程度は新たな感染も成立しません。病院や施設にとってもコロナ感染対策として最も安全な者であることをご理解ください。
- 以上のことより、各施設におかれては、退院基準等を満たした退院患者の適切な受入れをお願いいたします。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
TEL	058-272-1111 内線 2600		
FAX	058-278-2639		

岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係			
係長	若原	担当	信田
TEL	058-272-1111 内線 2686		
FAX	058-278-2643		